

追 補

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『人事・人材開発3級』（第2版）の記述の一部について、法律改正等により内容が変更されましたので、以下のように修正させていただきます。

刷	頁	修正箇所	変更前	変更後
初刷・第2刷	225	本文下から11～9行目	標準報酬月額は、1等級58,000円から47等級1,210,000円まで区分され、標準賞与額の上限は、厚生年金保険の1ヵ月当たり150万円に対し、健康保険では年度累計（4月～3月）で540万円までとされている。	標準報酬月額は、1等級58,000円から50等級1,390,000円まで区分され、標準賞与額の上限は、厚生年金保険の1ヵ月当たり150万円に対し、健康保険では年度累計（4月～3月）で573万円までとされている。

※平成28年4月から標準報酬月額および累計標準賞与額の上限が変更となりました。

詳しくは日本年金機構のホームページ（URL：<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/kyokaikenpo/0208.html>）をご参照ください。

刷	頁	修正箇所	変更前	変更後
初刷・第2刷	236	本文上から6行目	～一般の事業の場合で事業主、被保険者ともに5/1000である。	～一般の事業の場合で事業主、被保険者ともに4/1000である。

※平成28年4月から雇用保険率が改定されました。

詳しくは厚生労働省のホームページ（URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>）をご参照ください。

刷	頁	修正箇所	変更前	変更後
初刷・第2刷	225	本文上から4行目	イ 被保険者の子、孫、 <u>弟妹</u>	イ 被保険者の子、孫、 <u>兄弟姉妹</u>
初刷・第2刷	225	本文上から7～9行目	ア 被保険者の兄姉、伯叔父母、～および（ア）以外の3親等以内の親族	ア 被保険者の伯叔父母、～および①以外の3親等以内の親族

※平成28年10月から兄姉の同居要件が廃止されました。

詳しくは日本年金機構のホームページ（URL：<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyosho-hiho/hihokensha1/20141204-01.html>）をご参照ください。

刷	頁	修正箇所	変更前	変更後
初刷・第2刷	230	本文上から13～16行目	～すなわち標準報酬月額では、実際の月収を30等級からなる標準報酬月額のいずれかにあてはめ、実際の報酬が月額101,000円未満の場合を第1等級の98,000円、実際の報酬が月額605,000円以上の場合を第30等級の620,000円としている。～	～すなわち標準報酬月額では、実際の月収を31等級からなる標準報酬月額のいずれかにあてはめ、実際の報酬が月額93,000円未満の場合を第1等級の88,000円、実際の報酬が月額605,000円以上の場合を第31等級の620,000円としている。～

※平成28年10月から新たな等級が追加されました。

詳しくは日本年金機構のホームページ（URL：<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-gaku/gakuhyo/index.html>）をご参照ください。

刷	頁	修正箇所	変更前	変更後
初刷・第2刷	236	本文上から3～6行目	～一般の事業の場合の雇用保険率は13.5/1000である。なお、事業主負担分の中の3.5/1000は雇用保険二事業の保険率であり、したがって失業等給付に対する保険率は一般の事業の場合で事業主、被保険者ともに5/1000である。	～一般の事業の場合の雇用保険率は9/1000である。なお、事業主負担分の中の3/1000は雇用保険二事業の保険率であり、したがって失業等給付に対する保険率は一般の事業の場合で事業主、被保険者ともに3/1000である。

※平成29年4月から雇用保険率が改定されました。

詳しくは厚生労働省のホームページ（URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>）をご参照ください。

※第2版初刷：平成26年2月17日発行
第2刷：平成28年4月18日発行